

第 106 回関西実験動物研究会
動物実験第三者認証のその後

1. 国動協と公私動協の「動物実験に関する相互検証プログラム」

喜多正和（京都府立医科大学大学院医学研究科 実験動物センター）

平成18年の文部科学省基本指針の告示を受け、本学では平成18年12月に「京都府立医科大学動物実験規程」を作成、平成19年2月に教授会で承認され、平成19年4月に施行した。平成19年度は新しく施行した「京都府立医科大学動物実験規程」の周知期間として、学内説明会を7回開催し、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成17年法律第68号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示71号）、「日本学術会議が作成した動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」及び動物実験にかかわるその他の法規を動物実験実施者ならびに動物実験責任者等に周知徹底させた。

平成21年度から、国立大学動物実験施設協議会（国動協）及び公私立大学実験動物施設協議会（公私動協）は、文部科学省告示「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（基本指針）」の規定に基づき、各機関が行う自己点検・評価、外部検証の円滑な実施を支援するとともに、検証プロセスの透明性と公正性を確保し、社会的な理解の下での動物実験の適正な実施とそれによる学術研究の発展に資するため、「動物実験に関する相互検証プログラム」を実施した。そこで、本学においては平成21年5月に「京都府立医科大学動物実験規程」に則して平成20年度の「動物実験に関する自己点検・評価」を実施し、「動物実験に関する相互検証プログラム」による検証申請を行い、すでに検証申請に対する検証結果を受けた。

本講演では、「動物実験に関する相互検証プログラム」による検証申請に関する書類である「京都府立医科大学動物実験に関する現況調査票」及び「京都府立医科大学動物実験に関する自己点検・評価報告書」および検証委員会から通知された「動物実験に関する検証結果報告書」の内容について詳細に説明する。今後、検証申請される会員施設において、少しでも参考になれば幸いである。